五　第三十一条第二項の規定による経済産業大臣又は経済産業局長への鉱業代理人代理権消滅の届出をしようとする者　経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な鉱業代理人代理権消滅届様式に記録すべき事項 六　第三十七条の規定による経済産業大臣又は経済産業局長への使用等の届出をしようとする者　経済産業大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な使用等届様式に記録すべき事項	
備考　表中の［　］は注記である。	

様式第二中「その他経理的基礎」を「鉱害賠償が生じた場合に備えた支払い能力を証する書面その他経理的基礎」に改める。

様式第二十九から様式第三十四までを次のように改める。

様式第二十九から様式第三十四まで　削除

様式第四十四中「光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

（採石法施行規則の一部改正）

第二条　採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（登録の申請） **第八条**　［略］ ２　法第三十二条の二第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 一～三　［略］ 四　事務所に置く業務管理者が申請者又はその従業員（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む。）であることを証する書面及び当該業務管理者の住民票（都道府県知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十五第一項の規定により当該業務管理者に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときに限る。） 五・六　［略］	（登録の申請） **第八条**　［略］ ２　法第三十二条の二第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。 一～三　［略］ 四　事務所に置く業務管理者が申請者又はその従業員（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む。）であることを証する書面及び当該業務管理者の住民票（都道府県知事が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の八第一項の規定により当該業務管理者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときに限る。） 五・六　［略］

（標識の様式及び記載事項、公衆の閲覧及び公衆の閲覧に供する措置を要しない場合）

第八条の十九　［略］

２　［略］

３　法第三十三条の十五に規定する公衆の閲覧は、ウェブサイトへの掲載により行うものとする。

４　法第三十三条の十五に規定する経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　常時雇用する従業員の数が二十人以下である場合

二　自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（公示）

第二十二条　法第四十一条の規定による処分の要旨の公示は、経済産業局の掲示場に掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行う。

２　［略］

（電磁的記録媒体による手続）

第二十四条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び様式第二十二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一～八　［略］

［削る］

（標識の様式および記載事項）

第八条の十九　［略］

２　［略］

［新設］

［新設］

（公示）

第二十二条　法第四十一条の規定による処分の要旨の公示は、経済産業局の掲示場に掲示することによつて行う。

２　［略］

（フレキシブルディスクによる手続）

第二十四条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第二十二のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

一～八　［略］

（フレキシブルディスクの構造）

第二十五条　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ